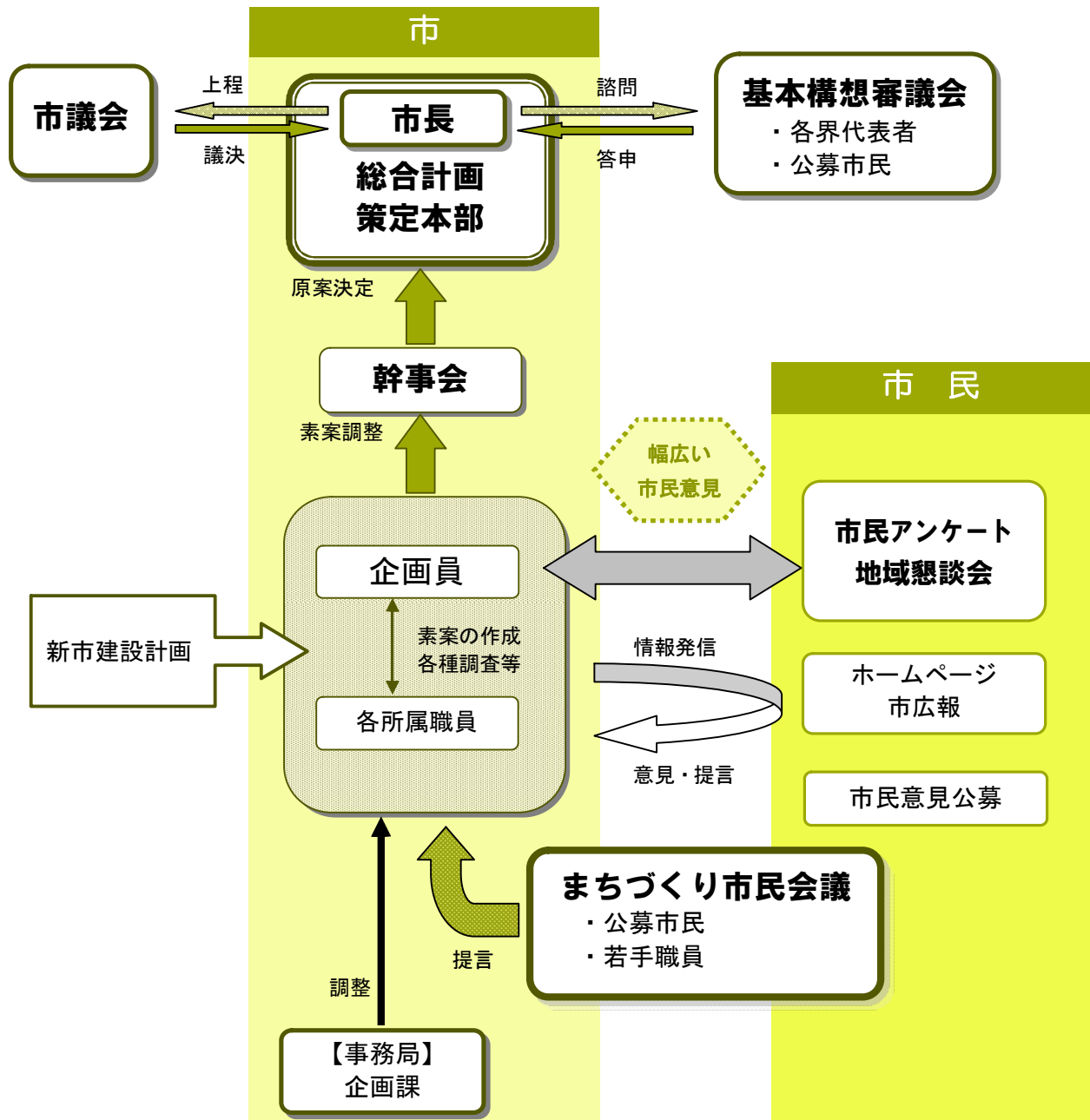


参考資料

- 1 策定体制・策定経過 ----- 176
- 2 基本構想審議会・その他 ---- 178
- 3 諮問・答申 ----- 181
- 4 用語説明 ----- 183

1 策定体制・策定経過

(1) 策定体制



(2) 策定経過

時 期	内 容	備 考
平成 17 年 11 月 平成 17 年 12 月 平成 18 年 1 月 平成 18 年 2 月 平成 18 年 3 月	総合計画策定に関する基本方針を策定 第 1 回総合計画策定本部会議 市議会議員全員協議会 市民アンケート調査の実施 職員アンケート調査の実施 まちづくり市民会議「総合計画部会」委員の募集 第 1 回地域懇談会（3会場） 第 1 回まちづくり市民会議 基本構想審議会委員の募集 第 2 回まちづくり市民会議	アンケート内容の確認 策定の基本方針を説明 対象：市民 3,500 人、中学 2 年生 598 人 対象：全職員（1,083 人） 公募委員 24 人 地域の特性・課題を抽出 市のイメージを意見交換 公募委員 6 人 市の特性、課題の抽出
平成 18 年 4 月 平成 18 年 5 月 平成 18 年 7 月 平成 18 年 8 月 平成 18 年 9 月 平成 18 年 10 月 平成 18 年 11 月 平成 18 年 12 月 平成 19 年 2 月 平成 19 年 3 月	第 2 回総合計画策定本部会議 市議会議員全員協議会 第 1 回基本構想審議会 第 3 回まちづくり市民会議 第 4 回まちづくり市民会議 第 5 回まちづくり市民会議 第 3 回、第 4 回総合計画策定本部会議 第 2 回基本構想審議会 第 6 回まちづくり市民会議 第 2 回地域懇談会（3会場） 市議会議員全員協議会 第 7 回まちづくり市民会議 第 5 回総合計画策定本部会議 第 3 回基本構想審議会 市議会議員全員協議会 第 6 回総合計画策定本部会議 第 4 回基本構想審議会 市議会議員全員協議会	基本構想骨子の決定 基本計画骨子を説明 （諮問）基本構想骨子の審議 将来像の検討 分野別まちづくりの方法の検討 分野別プロジェクトの検討 将来都市像、土地利用構想案の決定 将来都市像、土地利用構想案の審議 分野別取組の検討 基本構想案の説明、意見交換 基本構想案を説明 （提言）市の将来像、重点プロジェクト 将来都市像の修正、目標人口案の決定 将来都市像、目標人口案の審議 基本構想素案を説明 基本構想、基本計画素案の決定 基本構想、基本計画素案の審議 基本構想、基本計画素案を説明
平成 19 年 4～5 月 平成 19 年 6 月 平成 19 年 7 月 平成 19 年 10 月	市民意見公募（パブリックコメント）の実施 第 7 回総合計画策定本部会議 パブリックコメント結果の公表 第 5 回基本構想審議会 平成 19 年第 3 回（9 月）市議会定例会	基本構想、基本計画素案 パブリックコメントの検討 広報紙、市ホームページ （答申）基本構想案 （議決）基本構想

2 基本構想審議会・その他

(1) 基本構想審議会規則

山陽小野田市基本構想審議会規則

平成17年12月12日

規則第235号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第30号)第3条の規定に基づき、山陽小野田市基本構想審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、40人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 関係機関の職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、前項の規定により市長が委嘱した日から諮問された事項に対する答申を終了した日までとする。

3 委員に欠員が生じたときは、遅滞なく委員を選任するものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者の意見を聴き、助言及び説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(2) 基本構想審議会委員名簿

	氏名	所属等
学識経験者（公共の団体）		
	瀬井 達也	山陽小野田市自治会連合会
	安部 寛二	山陽小野田市ふるさとづくり推進協議会
	上玉利 浩	山陽小野田市子ども会育成連絡協議会
	中務 智恵子	山陽小野田市女性団体連絡協議会
	後根 俊文	小野田青年会議所
	小河 澄人	山陽小野田市社会福祉協議会（第1回）
	前田 良一	山陽小野田市社会福祉協議会（第2～5回）
	河口 軍紀	山陽小野田市民生児童委員協議会
	中村 克衛	山陽小野田市文化協会
	早川 幹夫	山陽小野田市体育協会
	竹本 貞夫	山陽小野田観光協会
	三上 賢一	連合山口山陽小野田地域協議会
	砂川 功	小野田市医師会
	民谷 正彰	厚狭郡医師会
	落合 武章	小野田歯科医師会
	和田 博範	厚狭歯科医師会
	藤井 薫	山陽小野田市老人クラブ連合会
学識経験者（事業所）		
会長	西村 重基	小野田商工会議所
	田中 剛男	山陽商工会議所
	仲田 正好	山口宇部農業協同組合
	福永 富二雄	山陽小野田市水産振興対策協議会
	徳本 耕造	太平洋セメント(株)小野田工場（第1～4回）
	世利 直清	太平洋セメント(株)小野田工場（第5回）
	福永 誠規	日本化薬(株)厚狭工場
教育機関等		
	菅井 繁	山口東京理科大学
	梅森 雅広	県立小野田工業高等学校
	西本 次男	高千帆中学校（第1～4回）
	松浦 美彦	厚陽中学校（第5回）
	磯部 吉秀	津布田小学校
	伊藤 日出男	小中学校 PTA 連合会
	銭谷 繁子	次世代育成支援対策推進協議会

	氏 名	所 属 等
行政機関		
	内山 一好	山口県宇部県民局
副会長	田中 浩	市教育委員会（教育委員）
市 民		
	井上 雄治	まちづくり市民会議委員
	佐々木 孝治	まちづくり市民会議委員
	長谷川 眞幸	まちづくり市民会議委員
	岩本 哲二	まちづくり市民会議委員
	奥 良秀	公募委員
	川上 晴美	公募委員
	杉本 保喜	公募委員
	林 紀男	公募委員
	樋口 晋也	公募委員
	日高 秀雄	公募委員

(3) まちづくり市民会議 総合計画部会 委員名簿

班	氏 名	班	氏 名
ひと・地域班	青木 保	教育・福祉班	阿部 正昭
	井上 雄治		内藤 美恵子
	河本 建二		中村 良太
	関本 匡俊		長谷川 眞幸
	曾瀬 護		村上 英之
	名和田 伴江		八鍬 忠雄
	西村 一郎 ※		末永 久美 ※
	原田 貴順 ※		杉山 洋子 ※
まち・産業班	生嶋 直子	生活・環境班	石川 彌洲雄
	沖野 秀俊		伊藤 敬子
	小松 樹理		岩本 哲二
	佐々木 孝治		奥田 英雄
	土井 始		縄田 祥子
	林 紀男		平原 廉清
	熊川 整 ※		野村 豪 ※
	三浦 裕 ※		渡邊 亮治 ※

※市若手職員

3 諮問・答申

(1) 諮問

山企第B2102-9号
平成18年(2006年)4月27日

山陽小野田市基本構想審議会会長 様

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市基本構想案について（諮問）

山陽小野田市基本構想案について、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第2条別表の規定により、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

平成19年 7月12日

山陽小野田市長 白井 博文 様

山陽小野田市基本構想審議会
会長 西村 重基

山陽小野田市基本構想案について (答申)

平成18年4月27日付け山企第B2102-9号で諮問のありました山陽小野田市基本構想案につきましては、当審議会において、本構想がこれから10年間の山陽小野田市のまちづくりの指針となるものとの認識に立ち、それぞれの立場や経験を基に慎重に審議し、検討を行ってまいりました。

当審議会は、基本構想案として示された「山陽小野田市の将来像」「施策の大綱」を概ね妥当なものとして認め、これに審議内容を整理し、修正を加えて別添のとおり答申いたします。

なお、市長におかれましては、この答申を尊重して総合計画を策定されるとともに、下記の意見を十分配慮して計画の実現に努められますよう要望いたします。

記

- 1 まちづくりの基本理念に掲げる「生活の質を重視した『住み良さ』の創造」の実現に向けて、住み良さの中にも“活力”のあるまちづくりに努められたい。
- 2 将来都市像に掲げる「活力ある 住み良さ創造都市」の実現に向けて、企業誘致や子育て環境の充実など、定住人口の増加に積極的に取り組まれたい。
- 3 本構想に示される施策の大綱に基づき、市政を進められるにあたっては、財政再建をまちづくりの最優先課題として、積極的に行財政改革を進められたい。
- 4 市民と行政との協働のまちづくりを進めるためにも、市民にわかりやすく読みやすい冊子を作成されるなど、市民に対して、総合計画の内容を十分に周知するよう努められたい。

以上の他、審議の過程で出された具体的な意見等についても十分に検討され、今後の市政運営の中で活用されたい。

4 用語解説

【あ行】

アクセス (29 頁)

目的地への連絡・接近という意味。

アダプトプログラム (122 頁)

個人または団体が公園等の公共の場所を自分の土地であるかのように責任をもって清掃、美化活動を行う事業で、その仕組みを「adopt (養子にする)」に例えられ、このように呼ばれています。

いきいきプロジェクト (37 頁)

本市で進められる高齢者や就業者等を対象に、脳内活性を目的とした取組。

エコツアー (105 頁)

自然観察や環境保護の理解を深めることを目的とした旅行。

エコファーマー (106 頁)

「土づくり・減化学肥料・減化学農薬」の3つの技術に一体的に取り組む農業者。

【か行】

街区公園 (111 頁)

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。

開港 (150 頁)

関税法で、港には「開港」と「不開港」が定められている。開港は外国貿易船が直接入港できる港で、開港の条件は、外航船の入港実隻、貿易額、後背地の企業立地活動等が考慮される。

環境家計簿 (121 頁)

家庭で使用する電気・ガス・水道などエネルギーの使用量を記録して二酸化炭素の排出量に換算し、地球温暖化の一因である二酸化炭素を減らす暮らし方について考え、実践する道具。

緩衝緑地 (110 頁)

公害の防止や緩和、コンビナート地帯など災害の発生が危惧される地域と居住地域、商業地域等を分離遮断し、災害の防止を図ることを目的として造成される緑地。

起業家支援組織 (5 頁)

起業をする人を対象に、事業運営などの相談や事業性検証の調査などを行い支援を行う組織・団体のこと。

京都議定書 (125 頁)

1997年12月に京都市で開催された地球温暖化防止京都会議（第3回気候変動枠組条約締約国会議、COP3）において、採択された二酸化炭素など6つの温室効果ガスの排出削減義務などを定めた議定書。

行政改革大綱 (27 頁)

年々複雑、増大化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、直面する大変厳しい財政状況に適応していくため、行政改革の必要性、基本理念及び目標等を掲げ、具体的な取組や方策について、施策体系ごとに現状と課題、実施目的及び実施内容を定めたもの。

行政評価システム (27 頁)

行政の政策・施策・事務事業に対し、市民の目線に立ってその必要性や効率性、効果などを評価し、その結果をもとにそれらを適切かつ効率的に改善して、予算策定などに反映させる仕組。

グリーンツーリズム (40 頁)

農山漁村に滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々と交流すること。

グローバル (2 頁)

世界的な規模であるさま。地球全体にかかわるさま。

景観行政団体 (119 頁)

都道府県、指定都市等、又は都道府県知事と協議し、同意を得て景観行政を実施する市町村。

景観法 (118 頁)

良好な景観を「国民共通の資産」とする基本理念を掲げ、わが国で初めての景観に関する総合的な法律。景観行政団体に指定された地方自治体にとって、強制力を伴う法的規制の枠組を用意し、具体的な規制や支援策を盛り込んでいる。

経常収支比率 (98 頁)

地方自治体の財政の硬直化の度合いを示す指標で、毎年度経常的に収入のある市税、地方交付税等の一般財源が人件費や公債費等の経常的経費に充当される割合をさすものである。

健康づくり行動計画 (37 頁)

市民の健康に対する意識を高め、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を図り、医療費の抑制を目的とした計画。

高医療費市町村の指定 (65 頁)

国保法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、医療費の実績給付費が全国平均の 1.14 倍（地域差指数）を超えると指定され、安定化計画を策定することが規定されている。準指定は、地域差指数が 1.10 を超える場合や前年度または前々年度の指定を受けたなどの条件により指定される。（旧小野田市が平成 17 年度指定を受け、平成 18 年度は準指定となっている。）

公債費 (98 頁)

地方自治体が、毎年度経常的に収入のある市税、地方交付税等の一般財源の中から借金の返済に充てる費用のこと。

コーホート要因法 (22 頁)

基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を求める方法。

コミュニティ (7 頁)

人々が助け合いの意識をもって共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団、地域社会。

コミュニケーション支援事業 (61 頁)

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行う事業。

コミュニティ放送局 (153 頁)

わが国の放送制度による放送局形態の一つで、市町など行政区域内の地域に密着した情報を提供するための FM 放送。

【さ行】

栽培漁業 (140 頁)

水産資源を増やすため、魚介類の種苗（稚魚・稚貝等）を放流し、適正な漁場管理を行いつつ魚を獲る漁業。

産学公連携 (7 頁)

大学や研究機関等が持つ研究成果や教授等の知識・経験などを、民間企業が活用し、経営の改善に生かしたり、製品化・実用化に結びつけたりする仕組。一般的に「産学官」という言葉が定着しているが、ここでいう「公」とは、「官」（国や地方公共団体）だけでなく、公益性も兼ね備えた組織（NPO）等を含む。

3R (121 頁)

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の 3 つの英語の頭文字を表し、その意味は、Reduce（リデュース）は、ごみの発生をおさえること。Reuse（リユース）は、再使用すること。Recycle（リサイクル）は、原材料として再生利用すること。

資源管理漁業 (140 頁)

将来にわたって健全な漁業の発展を目指すため、漁業者自らが小型魚を獲らないなど漁場や資源量を管理しながら魚を獲る漁業。

自主防災組織 (35 頁)

大雨や地震など災害のときに、みんなで力を合わせて地域の被害を最小限に抑えるため、自主的に防災活動を行う自治会単位の組織。

指定管理者制度 (87 頁)

市民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、従来の公共的団体に加え、民間事業者やNPO法人も公共施設の管理を代行することができる制度。

商業集積 (134 頁)

商店街や相当数の店舗集団を意味する。

食育 (36 頁)

国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組。

市民意見公募 (パブリックコメント) 制度 (38 頁)

市の基本的な計画や条例などの策定に際して、その目的、内容、市の考え方などを公表して広く市民からの意見や情報を募集し、これを考慮して意思決定を行うとともに、寄せられた意見等の概要とこれに対する市の考え方を公表する一連の手続。

自治基本条例 (38 頁)

市民が主役のまちづくりを進めるためのルール。まちづくりの基本となる考え方や市民、議会、行政それぞれの役割、市民参加の仕組みなどが書かれる条例。

実質公債費比率 (98 頁)

平成 18 年 4 月に地方債制度が許可制度から協議制度に移行し導入された財政指標で、地方債の償還額だけではなく、公債費に準ずる債務負担行為額や他会計への繰出金のうち地方債の償還に充てた額の標準財政規模に対する割合で、いわゆる連結決算の考え方が導入されたもの。

この実質公債費比率が 18%を超えると、地方債許可団体に移行し、25%を超えると、起債制限団体となる。

住民自治組織 (4 頁)

自治会、町内会等の地縁に基づいた面的な広がりを持つ行政区等のこと。

シングルサインオン (96 頁)

ユーザーが一度だけ認証を行えば、許可されているすべての機能を利用できるようにするシステム。

生活改善・学力向上プロジェクト (36 頁)

家庭において「早寝・早起き・朝ご飯」等に取り組み、子どもの生活改善の推進と連動させながら、学校では「読み・書き・計算」という基礎・基本の徹底・反復学習を通じて前頭前野を鍛え、子どもの成長を図る山陽小野田方式の教育方法。

セクシュアル・ハラスメント (90 頁)

相手を不快にさせる性的な言動。

【た行】

多自然型川づくり (107 頁)

生物の良好な生息・生育環境の保全・復元を目指した川づくり。

地域高規格道路 (148 頁)

地域発展の核となる都市圏の育成や空港・港湾・新幹線駅等の広域交通拠点との連結等、地域の発展を促進するため、高速サービスを提供する道路。

地域子育て支援センター (50 頁)

地域子育て支援策として、保育園等で育児相談・子育てサークル育成などを実施する事業。

地産地消 (6 頁)

「地元生産ー地元消費」を略した言葉。「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組。

中山間地域 (6 頁)

平地の周辺部から山間地に至る、まとまった平坦な耕地の少ない地域。

つどいの広場 (51 頁)

主に乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親が気楽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する事業。

電子自治体 (27 頁)

地方自治体における申請などの手続きを、インターネット上で可能にするシステム。また、そのシステムを採用する地方自治体。

テレワーク (7 頁)

情報通信手段を活用して行う作業を自宅や小規模オフィスで行うこと。

特定高齢者施策 (57 頁)

介護認定を受けていない人で、介護が必要となりそうな人を対象とした介護予防事業。

都市公園 (11 頁)

都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地。

ドメスティック・バイオレンス (DV) (90 頁)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある（あるいはあった）者からの暴力。

【な行】

内水面漁業 (140 頁)

河川や湖沼などの内水面で魚を獲ったり、養殖をしたり、遊魚を行ったりする漁業。

ニーズ (5 頁)

要望。需要。

ニート (12 頁)

Not in Education, Employment or Training の略。就業・就学・職業訓練のいずれもしていない人で、主婦と学生を除く非労働力人口のうち 15～34 歳の若年層のこと。

認定農業者 (136 頁)

効率的・安定的な農業経営に向けた計画を策定し、その計画について、農業経営基盤強化促進法に基づく市町による認定を受けている農業者。

農家民宿 (137 頁)

農林漁業者が宿泊施設を整備し、滞在しながら作業体験や郷土料理づくり、伝統工芸・伝統芸能などに参加して都市住民に余暇活動を楽しんでもらう宿泊業。

【は行】

バイオマス (107 頁)

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的に「再生可能な生物由来の有機性資源」のことであり、生ごみや家畜排泄物などの「廃棄系バイオマス」、稲わらや間伐材などの「未利用バイオマス」などに分類される。

バリアフリー (14 頁)

障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加するうえで生活の支障となる物理的な障害が取り除かれた状態。

光ファイバー (96 頁)

高速大容量の通信を可能とするガラス繊維あるいはプラスチック繊維でつくられたケーブル。

風致地区 (110 頁)

都市計画区域（都市計画法等の規制を受けるべき土地として指定される区域）のうち、自然に富んだ良好な景観を形成しており、風致の維持を図ることが必要な地区。

ファミリーサポートセンター (50 頁)

子育て支援サービスを提供したい者と受けたい者が会員になり、会員同士が有償で助け合う事業。

不登校児童・生徒 (160 頁)

連続又は断続して 30 日以上欠席した児童・生徒（病気又は経済的理由による欠席を除く）。

ブロードバンドサービス (152 頁)

高速な通信回線の普及によって実現されるコンピュータネットワークと、そのうえで提供される大容量のデータを活用したサービス。

放課後児童クラブ (52 頁)

保護者が昼間家庭にいない小学生（概ね10歳未満の児童）に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し世話をを行う事業。

ポテンシャル (29 頁)

可能性としてもっている能力、潜在的な力。

【ま行】

マイバック運動 (121 頁)

小売店が渡すレジ袋を使わず、消費者が持参した袋・バッグを使用しようという運動。

マタニティブックスタート (55 頁)

おなかの赤ちゃんに絵本を読んであげることによって、親子でゆったりとしたひとときを過ごしてもらおう運動。母子手帳を取りに来られる方を対象に、保健センターで絵本を選んでもらい渡します。

マンパワー (67 頁)

医師、保健士、ヘルパーなどの人的資源。

メタリボリックシンドローム (4 頁)

内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態。

【や行】

UJ I ターン (6 頁)

出身地から進学や就職で都会に出た後、出身地に戻る（Uターン）、出身地から都会に出た後、出身地の近隣地域に戻る（Jターン）、出身地に関係のない住みたい地域に移る（Iターン）。

【ら行】

6次産業 (40 頁)

1次産業×2次産業×3次産業を一言で表現した言葉で、生産、加工、販売を融合した総合産業。

【わ行】

ワンストップサービス (97 頁)

1箇所、または一度の手続で必要とする関連作業を完了することができる行政サービス。（例：郵便局での証明書の交付）

【アルファベット】

A E D (73 頁)

Automated External Defibrillatorの略で、自動体外式除細動器のこと。医療関係者以外の者でも使用可能な心臓電気ショックの機器。

C A T V (153 頁)

Cable TVの略。電波ではなく、ケーブル（通信線）を利用してテレビ番組を送信するシステム、またはサービスのこと。近年ではインターネット接続などのサービスも行われるようになった。

N P O (5 頁)

Non-Profit Organizationの略。環境・福祉・国際交流などに関する目的で様々な活動を行っている非営利の民間組織。

I C T (7 頁)

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではITが同義で使われているが、ITに「コミュニケーション」を加えたICTの方が、国際的には定着しており、重要視されている。